

畜 産 第 1 3 2 4 号
令和 7 年（2025 年）9 月 17 日

関係各位

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進監

韓国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H 5 N 1 亜型）発生
に伴う防疫対策の再徹底について

日頃より本道の家畜衛生の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について令和 7 年 9 月 16 日付け畜産第 1306 号で通知いたしましたが、改めまして、貴会構成員等に注意喚起いただきますとともに、引き続き、発生予防及びまん延防止に御協力をお願いします。

連絡先

生産振興局畜産振興課家畜衛生係 主査（防疫）

TEL：011-231-4111（内線 27-783）

Mail：sakakibara.shinichi@pref.hokkaido.lg.jp

7 消 安 第 3 6 5 7 号
令和 7 年 9 月 1 6 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

韓国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H 5 N 1 亜型）発生に伴う防疫対策の再徹底について

今般、韓国当局から、本年 9 月 12 日に韓国の京畿道坡州市キョンギドパジュの地鶏農場（約 3, 100 羽）において、高病原性鳥インフルエンザ（H 5 N 1 亜型）が発生した旨、公表されました（別添参照）。

本事例は、韓国において冬季の渡り鳥の飛来が始まる時期である 9 月以降で初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出事例であり、我が国においても、韓国に飛来したものと同一地域（シベリア等）からの渡り鳥や韓国からの渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが持ち込まれる可能性があります。また、既に北海道においても渡り鳥の飛来が確認されており、発生リスクが高まっています。これらを踏まえ、我が国への本病ウイルスの持込み・発生について更なる警戒が必要となります。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和 7 年 9 月 8 日付け 7 消安第 3460 号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、家きん農場における発生予防対策、異状の早期発見・早期通報等の徹底を御指導いただいているところですが、今般の事例を踏まえ、改めて関係者に対し、高病原性鳥インフルエンザの発生予防を徹底するよう御指導をお願いします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイトにて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いいたします。

【参考】農林水産省ウェブサイト

○ 鳥インフルエンザに関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

令和7年9月13日
動物衛生課国際衛生企画班

(仮訳)

件名：京畿道坡州の地鶏農場で高病原性鳥インフルエンザ発生、防疫管理を強化

경기 파주 토종닭 농장에서 고병원성 조류인플루엔자 발생에 따라 방역관리 강화

掲載：韓国当局プレス

日時：2025年9月13日付

URL：[https://www.mafra.go.kr/FMD-](https://www.mafra.go.kr/FMD-AI2/2227/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGRk1ELUFJMiUyRjM5MyUyRjU3NTA3NiUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRg%3D%3D)

[AI2/2227/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGRk1ELUFJMiUyRjM5MyUyRjU3NTA3NiUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRg%3D%3D](https://www.mafra.go.kr/FMD-AI2/2227/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGRk1ELUFJMiUyRjM5MyUyRjU3NTA3NiUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRg%3D%3D)

農林畜産食品部(長官ソン・ミリョン、以下農林水産食品部)は2025年9月12日(金)に報告された京畿道坡州市所在の地鶏農場(約3,100羽)において高病原性鳥インフルエンザ(H5N1型)が発生したことを受け、翌13日(土)に関係機関及び自治体などが参加する防疫対策会議を開催し、発生状況及び防疫対策の点検を行い、防疫管理の強化を図ることを明らかにした。

9月12日(金)、当該農場では死亡数の増加を受けて防疫当局に通報がなされ、精密検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された。9月は冬季渡り鳥の国内飛来が始まる時期であり、発生リスクが高まるため、追加発生を防ぐための防疫管理強化が求められる状況である。

※2024/2025シーズン最後の発生事例：2025年6月27日、慶尚南道金海市の小規模家きん農場

農林水産食品部は、H5型抗原が確認された直後に初動対応チームを現場に派遣し、農場への出入り制限、殺処分、疫学調査などの先制的な防疫措置を実施している。また、全国の家きん農場、関連畜産施設(と殺場など)、畜産車両に対して、9月12日(金)22時から13日(土)22時までの24時間、移動停止命令(Standstill)を発令し、その履行状況を点検している。

さらに、農林水産食品部は高病原性鳥インフルエンザの予防及び追加発生の防止を目的として、以下の防疫措置を強化する。

第一に鳥インフルエンザ(AI)緊急行動指針(SOP)に基づき、危機警報段階を「関心」から「注意」へと引き上げ、発生自治体及び周辺自治体に家畜疾病防疫対策本部及び状況室を設置する。

※鳥インフルエンザの危機警報は3段階に区分(関心、注意、深刻)

第二に地鶏における感染拡大を防ぐため、京畿道内の全地鶏農場(23か所)、全国の伝統市場にある家きん販売所(203か所)、家きん飼育場(79か所)、関連畜産車両(120台)に対して、9月14日から24日まで一斉精密検査を実施する。また、全国の家きん取引業者(93人)及び過去に発生した地鶏農場(74か所)に対して、9月14日から26日まで消毒及び防疫実態の重点点検を行う。加えて、毎週水曜日を全国伝統

市場の「一斉休業・消毒の日」と定め、各自治体が移動制限解除まで履行状況を点検する。

第三に家きん農場、畜産施設及び車両の内外における汚染源の除去を目的として、9月14日から27日までを「全国一斉集中消毒週間」と定め、毎日消毒を実施する。特に発生地域である坡州及び隣接地域（楊州、高陽、金浦）には消毒車両を追加配備（8台）し、発生地域及び農場の出入口などを重点的に消毒する。

第四に高病原性鳥インフルエンザの拡散防止を目的として、特別防疫対策期間中に発令された行政命令（11件）及び公告（7件）を9月22日から早期施行し、防疫基準を強化し、肉用鶏及び肉用あひる農場における一斉入舎・出荷期間を短縮し、車両や人の移動による汚染源の流入を最小限に抑える。

※（行政命令）渡り鳥飛来地への畜産車両・関係者の出入り制限、家きん農場での放し飼い禁止など。（公告）車両の消毒証明書の確認・保管、農場出入口での二段階消毒、畜産機器の共同使用禁止など

第五に感染個体の早期検出を目的として、発生地域の家きん農場には「深刻」段階の検査周期（※1）を適用し、その他の地域には「注意」段階の検査体制（※2）を運用する。また、と殺場に出荷される地鶏についても、検査も2週間拡大（出荷農家の10%から30%に拡大）して実施する。

※1（深刻）採卵鶏・地鶏は2週間に1回、肉用鶏は飼育期間中1回、肉用あひるは飼育期間中3～4回

※2（注意）採卵鶏・地鶏は月1回、ブロイラーは四半期に1回、肉用アヒルは飼育期間中2回

農林水産食品部のカン・ヒョンソク次官は、「冬季渡り鳥の国内飛来がすでに始まっており、家きん農場で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、政府、家きん農家など全ての関係者は一層の警戒心を持って徹底した防疫管理を行ってほしい」と述べた。

また、「近年の発生傾向とは異なり、やや早い時期に家きん農場で発生した原因について、検疫本部及び自治体が徹底的に調査し、その結果を速やかに関係機関や生産者団体に共有し、同様の事例が再発しないよう努めてほしい」と説明した。

最後に、「まもなく渡り鳥の本格的な飛来が始まり、例年より長い秋夕（チュソク）連休により人と車両の移動が増加すると予想されるため、家きん農場をはじめとする畜産関係者は、今回実施される防疫措置を徹底して履行し、疑わしい症状が見られた場合は速やかに防疫当局へ通報してほしい」と強調した。

韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2025年9月以降)

2025年9月13日時点
農林水産省動物衛生課

出典: 韓国農林畜産食品部

京畿道				
(1) 2025.9.12	坡州市	肉用鶏	3,100羽	H5N1(高病原性)



高病原性鳥インフルエンザの発生状況(確定)

月	事例数	殺処分羽数(羽)
9月	1	3,100

韓国の家きんにおけるHPAIの月ごとの発生件数推移

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
R4(2022)	0	3	24	29	7	6	2	4	0	0
R5(2023)	0	0	1	24	5	1	0	0	1	0
R6(2024)	0	1	4	14	12	4	8	4	1	3
R7(2025)	1									

- (注)
- 農林水産省にて発生報告ごとに累計(予防的殺処分等は含まず)
 - 事例数等は病原性が確定した事例のみ記載
 - 日付は症状が確認された日または検体採取日(赤字は更新箇所及び最新情報に基づいた修正箇所)
 - N亜型未記載は、未公表又は未確定。
 - 低病原性鳥インフルエンザは、H5又はH7亜型であって高病原性鳥インフルエンザでないものを意味し、H9亜型等の鳥インフルエンザは含まない。
 - 韓国での表記によらずカモ科の家きんはすべて「あひる」としている。